

市街化調整区域における立地基準（審査基準） 新旧対照表

改正案	現行
目次 19-(1)政令第29条の9第4号及び第6号に掲げる区域における開発行為(規則第76条の8) 15-(13) 相当期間適正に利用された住宅の用途変更 審査基準 1～3 略 (削除) <u>4</u> (3)の「やむを得ない事情」のエの経済事情の変化等とは、主たる収入者の転勤、転職又は定年により、現在の住宅に居住していることが困難になった場合、家族の健康上の事情、家族構成の変更に伴い現在の住宅に居住していることが困難になった場合を含む。 <u>5</u> この基準によって用途変更の許可を受けた建築物は、(3)の「建築後10年」を「許可後10年」と読み替える。 <u>6</u> この基準は、当初許可を受けた者が既存住宅の用途を変更する場合も含む。なお、この場合においては、適正に利用された相当期間を問わず、(3)及び(4)は適用しない。	目次 19-(1)政令第29条の9第4号及び第6号に掲げる区域における開発行為(規則第76条の2) 15-(13) 相当期間適正に利用された住宅の用途変更 審査基準 1～3 略 <u>4</u> (3)の「やむを得ない事情」の内、 <u>ア、イに該当する用途変更については、不動産業を営む法人等が転売を目的として既に取得している場合にあっては適正に利用されているとみなす。</u> <u>5</u> (3)の「やむを得ない事情」のエの経済事情の変化等とは、主たる収入者の転勤、転職又は定年により、現在の住宅に居住していることが困難になった場合、家族の健康上の事情、家族構成の変更に伴い現在の住宅に居住していることが困難になった場合を含む。 <u>6</u> この基準によって用途変更の許可を受けた建築物は、(3)の「建築後10年」を「許可後10年」と読み替える。 <u>7</u> この基準は、当初許可を受けた者が既存住宅の用途を変更する場合も含む。なお、この場合においては、適正に利用された相当期間を問わず、(3)及び(4)は適用しない。

19-(2) 特定工作物の開発行為 （開発審査会の議を経て認める開発行為等） 条例第32条 法第34条第14号及び政令第36条第1項第3号ホの規定により、第35条に規定する岡崎市開発審査会に諮る開発行為等は、次に定めるものとする。 <u>(1)～(3) 略</u> (4) 市街化調整区域において建設される第一種特定工作物の用に供する開発行為等であって、規則で定める基準を満たすもの <u>(5)～(8) 略</u> <u>2 略</u> （特定工作物に係る基準） 規則第77条 条例第32条<u>第1項第4号</u>の規則で定める基準_____は、別に定める建築基準法第51条ただし書の規定による許可の基準に準ずることとする。 19-(3) 開発審査会提案基準 審査基準 1 略 2 本市が<u>委嘱</u>した有識者により、技術先端型業種に該当すると認められたものであること。 3～4 略	19-(2) 特定工作物の開発行為 （開発審査会の議を経て認める開発行為等） 条例第32条 法第34条第14号及び政令第36条第1項第3号ホの規定により、第35条に規定する岡崎市開発審査会に諮る開発行為等は、次に定めるものとする。 _____ (4) 市街化調整区域において建設される第一種特定工作物の用に供する開発行為等であって、規則で定める基準を満たすもの _____ _____ （特定工作物に係る基準） 規則第77条 条例第32条_____第4号の規則で定める基準<u>のうち、第一種特定工作物に係るものは</u>、別に定める建築基準法第51条ただし書の規定による許可の基準に準ずることとする。 19-(3) 開発審査会提案基準 審査基準 1 略。 2 本市が<u>委任</u>した有識者により、技術先端型業種に該当すると認められたものであること。 3～4 略
--	--

※令和8年度中に一部改正の岡崎市開発行為の許可等に関する条例及び同条例施行規則の内容についても反映しています。